

▶助成対象

那須聖苑か大田原市火葬場を使用し、管外料金を支払った市民  
 ※管内・管外料金の考え方は、下の表に記載しています。

▶申請方法

火葬場を使用した日の属する年度の3月31日までに次の書類を提出してください  
 ○火葬場使用料助成申請書兼実績報告書  
 ○火葬場使用料助成金請求書

▶申請先

☑環境管理課、☑市民福祉課、☑総務福祉課、☑総務福祉課、☑総務福祉課、☑総務福祉課

▶施設ごとの使用料と助成額

【那須聖苑】

区分	単位	管内料金		管外料金		使用料の差額は？	助成額
		死亡者または使用者の住所が黒磯地区		助成が受けられるのは、死亡者または使用者の住所が西那須野地区・塩原地区			
		火葬炉	待合室1室	火葬炉	待合室1室		
12歳以上	1体	5,000円	5,000円	15,000円	10,000円	→	火葬炉 10,000円 待合室 5,000円
12歳未満	1体	3,000円	5,000円	10,000円	10,000円	→	火葬炉 7,000円 待合室 5,000円

【大田原市火葬場】

区分	単位	管内料金		管外料金		使用料の差額は？	助成額
		死亡者の住所が西那須野・塩原地区		助成が受けられるのは、死亡者の住所が黒磯地区または使用者の住所が本市			
		火葬炉	待合室1室	火葬炉	待合室1室		
13歳以上	1体	10,000円	3,500円	16,000円	7,000円	→	火葬炉 6,000円 待合室 3,500円
13歳未満	1体	5,000円	3,500円	8,000円	7,000円	→	火葬炉 3,000円 待合室 3,500円

※両施設とも区分以外の火葬炉使用料と助成額は、☑環境管理課にお問い合わせください。

▶助成例

【例1】死亡者(12歳以上)または使用者の住所が西那須野・塩原地区の場合に那須聖苑を使用したとき



【例2】死亡者(13歳以上)の住所が黒磯地区の場合に大田原市火葬場を使用したとき



申請すれば使用料の差額分が戻ってくる  
**火葬場使用料助成制度**

市民が那須聖苑(黒磯那須共同火葬場)か大田原市火葬場を使用する際、管内料金となる区域が異なるため、住所が黒磯地区の場合と西那須野・塩原地区の場合とでは支払う料金が異なります。  
 このため市では、使用料の負担が同じになるよう差額分を助成しています。該当する人は申請してください。

問い合わせ ☑環境管理課 ☎0287(62)7142

①二輪の車両などは税額が増加

区分	現行	→	平成28年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車など(125cc超 250cc以下)	2,400円		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

平成28年度から  
**軽自動車税の  
 税額が変わります**

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車の税額が変更になります。

問い合わせ ☑課税課 ☎0287(62)7179

初度検査年月って何？

初めて車のナンバーの指定を受けた年月のこと、自動車検査証に記載されています。中には月の記載がないものがありますが、その場合はその年の12月を検査月とみなします。

②三輪以上の車両は、初度検査年月に応じて税額が3つに分かれ一部で増加

区分	現行	平成28年度				
		重課税額	旧標準税額	標準税額		
		平成14年12月以前	平成15年1月～27年3月	平成27年4月以降		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	4,500円	3,000円	3,800円
三輪	3,100円	4,600円	3,100円	3,900円		

③標準税額に該当する車両のうち、一定の環境性能を有する車両は、グリーン化特例により平成28年度のみ税額を軽減

対象となる車両	軽減率	
三輪と四輪以上の乗用	電気自動車と天然ガス自動車	おおむね75%軽減
	平成32年度燃費基準+20%達成車	おおむね50%軽減
	平成32年度燃費基準達成車	おおむね25%軽減
四輪以上の貨物用	電気自動車と天然ガス自動車	おおむね75%軽減
	平成27年度燃費基準+35%達成車	おおむね50%軽減
	平成27年度燃費基準+15%達成車	おおむね25%軽減

※50%・25%軽減の対象となる車両は、いずれも平成17年度排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限ります。

忘れていませんか？  
**軽自動車などの異動届**

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。他人に譲ったり、廃棄した時は、4月1日までに名義変更や廃車の手続きを済ませてください。期日までに手続きをしない場合は、軽自動車税が課税されます。  
 ※手続きに必要な書類は、事前に届け出先に確認してください。

車種	届け出先・問い合わせ
○原動機付自転車(125cc以下) ○小型特殊自動車のうち市・町ナンバーのもの	☑課税課 ☎(62)7179 ☑総務福祉課 ☎(37)5101 ☑総務福祉課 ☎(32)2910 ☑総務福祉課 ☎(35)2511
○二輪(125ccを超えるもの) ○小型特殊自動車のうち栃・栃木ナンバーのもの	栃木運輸支局 ☎050(5540)2019
○軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050(3816)3107